

Japan-YWP 第10回(2019年度)総会

Japan National Young Water Professionals (Japan-YWP) は、International Water Association (IWA) 日本国内委員会 (IWA の日本支部) の下部組織として、2010年3月5日に設立されました。Japan-YWP は、日本水環境学会、日本水道協会等と密接な連携をとりながら、上下水道・水環境に関連する分野の学術的研究・知識の普及・水環境保全への積極的な貢献を目的とした若手中心の組織です。教育・研究機関、官公庁・自治体、民間企業に所属する水関連の若手が広く集まることで、分野・職種間の交流を促進し、水問題に関する様々な情報交換を行うプラットフォームを構築しています。また、他国の YWP とも交流を行うことで、若手の国際ネットワークを広げております。

本年度、Japan-YWP は主に地方での活動推進、IWA との連携に向けた国際委員の設置など、活動範囲を拡大し、活動に取り組んできました。また Japan-YWP 設立 10 周年であり、記念イベントの開催に向けて取り組んできました。

本年度の活動報告および来年度の予定等に関してご報告させていただきます。

2019年度の活動報告

運営全般

・第21回日本水大賞厚生労働大臣賞を受賞

第21回日本水大賞に応募し、Japan-YWP の活動(特に若手育成の部分)が評価され、厚生労働大臣賞を受賞した。受賞式は、2019年6月25日に日本水未来館にて行われた。

・IWA 日本国内委員会への参加

第47回 IWA 日本国内委員会へオブザーバーとして参加し、Japan-YWP の活動報告を行った。

・首都圏以外での活動推進

イベント開催が首都圏中心となるため、2019年度は首都圏以外でのイベントについても行った。特に大きな成果としては、各地区の運営委員と協力し、関西地区でのイベント開催の実施(年に2回)、東北地区での初めての単独イベント開催(Japan-YWP 学生セミナー@東北大学)を行った。

・Japan-YWP 関西支部の設置

関西地区での水に関する若手の会“Water Loop”代表船岡英彰と協議の結果、今後は Japan-YWP 関西支部として活動を行うこととし、本件について運営委員会で承認された。

「関西水に関する若手の会“Water Loop”について」

Water Loop は 2012 年 10 月、「東京ばかりじゃなく、関西も盛り上げたい！！」との思いから、杉野学(大阪広域水道企業団)が立ち上げた。以降、藤木一到、浅田安廣、船岡英彰(京都市上下水道局)とバトンを繋ぎ現在に至る。これまで 21 回の例会を開催。講師を呼んでの勉強会や各人の仕事紹介などを行っている。「面白そうな事に取り組んでみる！」という関西らしさが特徴。例会の参加人数は 15 名～25 名程度。

・Japan-YWP 規約改定

Japan-YWP での活動の現状、関西支部の設置を受け、Japan-YWP 規約の改定を行った。(規約改定内容は別紙「規約改定について」を参照)

総務関連

1) 会員現況 (2020年1月20日時点)

会員数：474名(2019年1月から+18名) 平均年齢：33.7歳(同±0歳)

所属別の割合…官公庁・事業体：19.2%(同+0.1%)、民間44.1%(同+0.2%)、教育機関(大学・研究所等)：35.0%(同-2.1%)、その他：1.7%

《入退会の状況》

- 2019年新規入会者数：69名(期間：2019年1月～2020年1月20日)
 - 2019年退会者数：51名(期間：2019年1月～2020年1月20日)
 - 全体会員増数：18名(期間：2019年1月～2020年1月20日)
-
- 5月と日本水大賞受賞後の7月に入会者数が多かった。そのほかの月は数名程度の入会である
 - 民間企業におけるセキュリティの強化のため、メーリングリストが届かなくなり、退会となっているケースがある。
 - 学生の卒業に伴う退会が多くみられる。

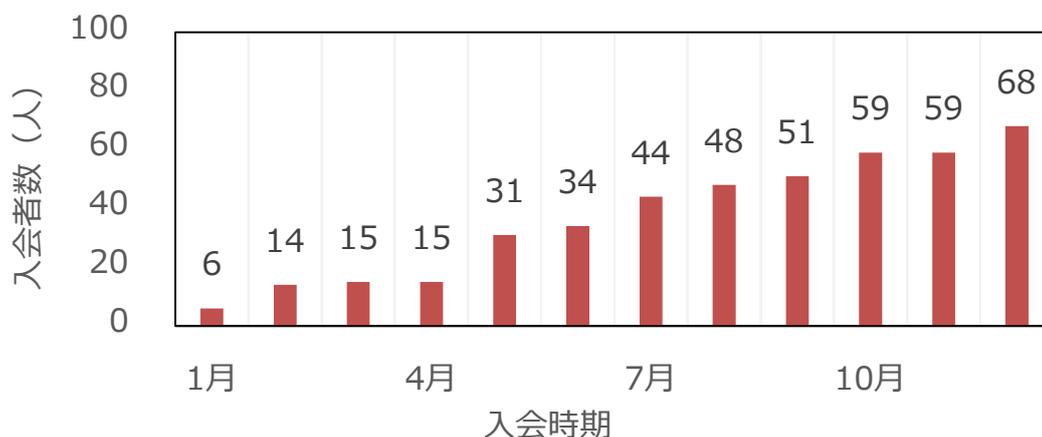


図1 2019年新規入会者数の推移(累計)

《新たなデータ》

- 会員所属の区分けを変更。
→ 会員の在住地域が関東に集中している。
学生会員が少ない。

在住地域：回答数55名(図2参照)

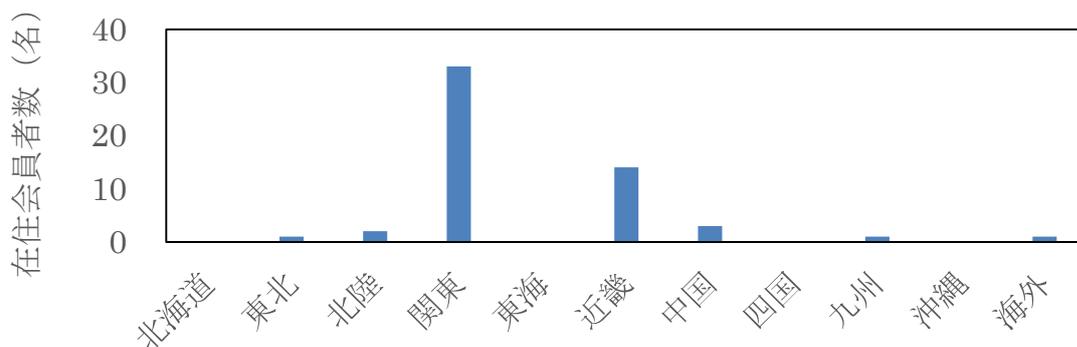


図2 地域別会員数

関心対象（複数回答可）：回答数 176 名（図 3 参照）

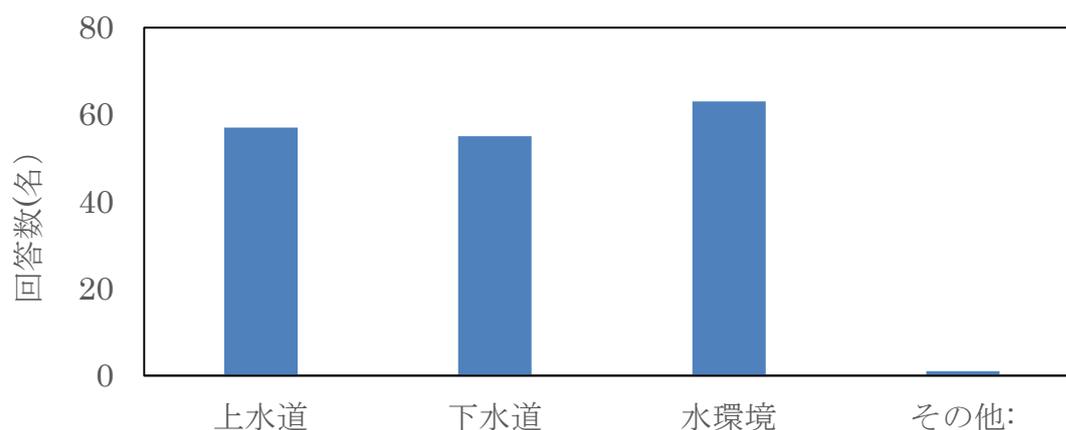


図 3 関心対象

関心領域（複数回答可）：回答数 177 名（図 4 参照）

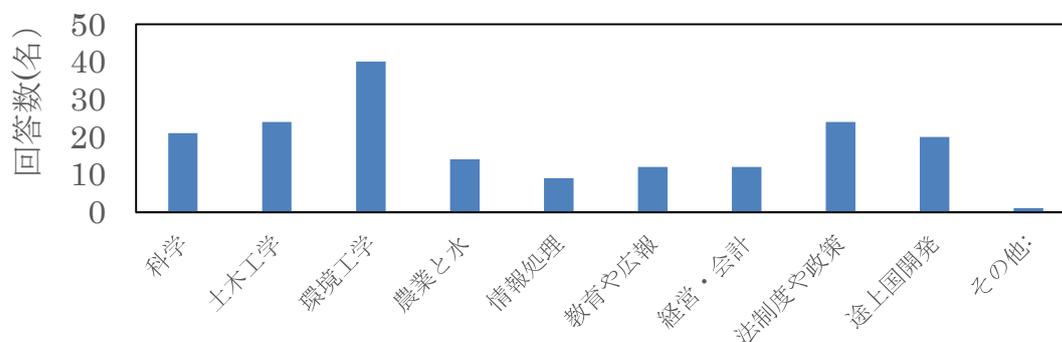


図 4 関心領域

2) メーリングリストの管理

- メーリングリストを 500 人プランから 1000 人プランに変更
- 投稿規定の更新
(ホームページの「About Japan-YWP」>「規約」)

《所属変更などに伴うお願い》

- 配信エラーが 3 回あったメールアドレスへは ML の配信を停止し、一定期間ごとに ML から削除する。(メールアドレスを更新した場合に備え、会員名簿の情報は削除しない。)
- 民間企業におけるセキュリティの強化のため、メーリングリストが届かなくなり、退会となっているケースが見受けられる。転職に伴うものか判断できかねるため、できるだけ私用の連絡先を登録していただくと助かります。
- 所属変更や退会の際、情報更新のご連絡をお願いします。(年度末に、年度始めから所属や連絡先が変更になった場合の登録変更手続きに関する連絡をする予定)
(ホームページの「Contact」>「登録情報の変更・退会」)

使われていないアドレスも、メーリングリストの登録数に入ってしまいます。

3) Japan-YWP 活動費 経理報告

Japan-YWP では、2011 年 11 月に IWA-ASPIRE 組織委員会より、活動費として 2,017,306 円の補助を受けた。IWA 日本国内委員会の承認を受け、Japan-YWP 運営委員（総務担当）が本活動費の経理を担当し、Japan-YWP 専用口座に移管し、以降の活動費や運営費としている。

・2019 年度（1 月～12 月）の経理状況

収 入	
前年度繰越金	¥395,167
IWA 世界会議・展示会 開催国委員会からの Japan-YWP への譲渡	¥1,600,000
日本水大賞厚生労働大臣賞賞金（交通費含む）	¥506,000
西原育英文化事業団助成金*1	¥1,000,000
ウィークエンドセミナー繰越金	¥75,000
利息収入	¥7
合計	¥3,576,174

※1 10 周年記念イベントで使用

支 出	
メーリングリスト維持費	¥25,660
ホームページ維持管理費	¥38,856
会議室使用料	¥5,818
NOM7 関連イベントによる支出	¥100,000
YWP10 周年関連イベントによる支出 (1 月 21 日時点)*2	¥179,884
雑費（振込手数料等）	¥3,1470
合計	¥381,688

※2 YWP10 周年企画関係による支出は、イベント終了後に確定。

資金残高の推移

移管資金 期首残高	¥395,167
次期繰越活動増減差額	¥2,799,319
移管資金 期末残高（2020 年 1 月 21 日現在）	¥3,194,486

広報関連

- 1) ニュースレター発行（第 18 号）
- 2) ニュースレターのデザインをリニューアル
- 3) ホームページの更新
 - ・会員規約およびメーリングリスト利用規約のページを作成
 - ・イベント広報+情報更新
- 4) Facebook 活用
 - ・イベント広報+イベントごとにバナーを作成し、PR を実施
 - ・2020 年 1 月 9 日現在、131 人がフォロー（前年比+23 人）
- 5) ポスターをリニューアル(右図)し、配布&HP に掲載



企画関連

下表に、2019年度のJapan-YWP関連のワークショップ等の実施状況を示す。国内イベント16件、国際イベント3件の計19件を主催・開催協力した（予定を含む）。

2019年度のJapan-YWPのワークショップ等

時期	ワークショップ・セミナー（場所/言語）
2019.5.11	「水×SDGs」ワーキンググループ ワークショップ『169のターゲットを水の視点から一緒に見てみよう！』（東京/日本語）
2019.6.8	「水×SDGs」ワーキンググループ ワークショップ～SDGsのターゲットを日本ごととして見てみたらどうなるだろう？～（東京/日本語）
2019.6.19	第10回イブニングセミナー 「トータツの雨水利用システム」-これまでの取り組みとこれからの考え方について-（東京/日本語）
2019.7.10	第11回水道技術国際シンポジウム展示会イベントステージでのJapan-YWPの活動紹介（横浜/日本語・英語）
2019.7.13	「水×SDGs」ワーキンググループ ワークショップ『上下水道のSDGs、目標はいくつ？ ～スローガンを考えてみよう～』（東京/日本語）
2019.7.13	Japan-YWP 第8回国際シンポジウム - 若手研究者の国際キャリア形成に向けて - (WET2019)（大阪/英語）
2019.8.31	「水×SDGs」ワーキンググループ ワークショップ『これが、私たちが考えるSDGs！』（東京/日本語）
2019.9.18	第12回 JWRC 水道講座(東京/日本語、開催協力)
2019.10.8	IWA specialist conference on natural organic matter (NOM7)における講演会 ～ Science of Humic Substances: What is all about humic substances?～（東京/英語）
2019.11.16	「水×SDGs」ワーキンググループ —ミーティング—（東京/日本語）
2019.12.7	Japan-YWP ウィークエンドセミナー ～水業界の将来を考える～（東京/日本語）
2019.12.13	第13回 JWRC 水道講座（京都/日本語、開催協力）
2019.12.14	第2回 Japan-YWP×WaterLoop 共催ワークショップ 「水の未来はどこへ向かうか 2～老朽化・気候変動対応に向けたイノベーション～」(京都/日本語、Water Loop 共同開催)
2019.12.20	Japan-YWP 学生セミナー@東北大学（仙台/日本語）
2020.1.25	「水×SDGs」オープン・ワークショップ～SDGsの日本ごと化・自分ごと化・水ごと化～（東京/日本語）
2020.1.25	Japan-YWP 10周年記念イベント 『水の未来をつなぐ～「これまで」・「これから」を感じよう～』（東京/日本語）
2020.2月	第11回イブニングセミナー（東京/日本語）
2020.3月	「水×SDGs」ワーキンググループ —ミーティング—（東京/日本語）
2020.3.16	Japan-YWP セミナー「旧松尾鉦山の廃水処理手法」（水環境学会年会）（盛岡/日本語）

下表に、2019年度のWaterLoopのワークショップ等の実施状況を示す。Japan-YWPとの共催を含めて、計4件のワークショップ等を実施した。

2019年度のWaterLoopのワークショップ等

時期	ワークショップ・セミナー（場所/言語）
2019.7.20	関西第19回例会「産官学お仕事紹介・お悩み相談」（大阪/日本語）
2019.9.28	関西第20回例会「国家公務員のお仕事」（京都/日本語）
2019.12.14	関西第21回例会「水の未来はどこへ向かうか 2～老朽化・気候変動対応に向けたイノベーション～」（京都/日本語、Japan-YWP 共同開催）
2020.2.23	関西第22回例会「都市社会基盤の変遷と展望、そして次世代の若者へのエール」（京都/日本語）

2020年度の活動予定

企画関連

- JWRC 水道講座（東京/関西、日本語）
- Japan-YWP 国際シンポジウム（水環境学会 WET2020）（2020年10月、熊本、英語）
- Japan-YWP 総会兼セミナー（2021年1月頃、東京、日本語）
- 日本水環境学会でのJapan-YWPセミナー（2021年3月、京都、日本語）
- ウィークエンドセミナー（時期未定）
- イブニングセミナー（時期未定）

等

国際関連

報告事項

1) 国際担当設置の経緯

- ・ Global Coordination Call（写真1）の開始
（数か月に一度のペースでIWA本部や各国のYWP同士で情報共有をするイメージ）
 - ・ 今後、IWA本部や各国YWPとの連携が加速していくような雰囲気
- ⇒Japan-YWPの活動においても国際的な要請が高まってきた

2) IWA本部からの具体的な指示

- ①活動の計画とレポートを本部へ提出すること（ANNEX 3: Workplan and annual reporting）
- ②設立趣意書と規定の見直し（ANNEX 1: Proposal、ANNEX 2: Constitution）
（IWA Young Water Professionals Country Chapter Guidanceに基づく（図1））

3) 2019年の主なイベント一覧

表1に示す通りである。（Global Coordination Callには2019年に4回参加。）

審議事項

1) 規定の見直し

設立当初（2010年）からIWAや他国YWPなど関連する国際情勢が変化していることを鑑み、IWA本部の指示に適宜従いつつ、規定（ANNEX 2: Constitution, 英語版）の見直しを進めたい。

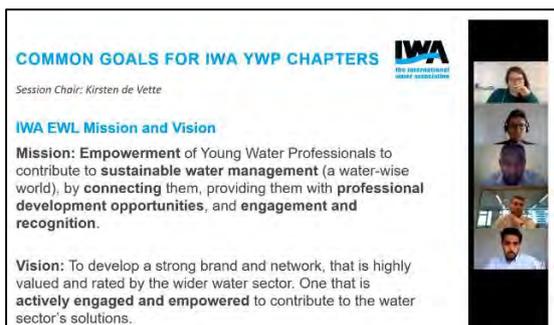


写真 1 Global Coordination Call の様子

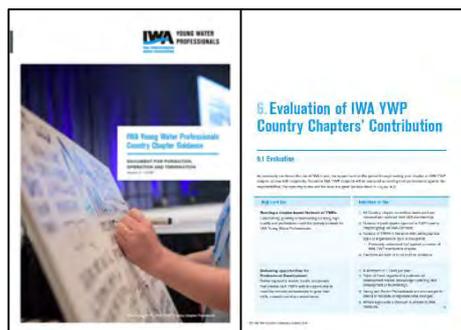


図 1 IWA Young Water Professionals Country Chapter Guidance (YWP の Guidebook のようなもの)

表 1 2019 年度の国際関係イベント一覧

日時	イベント(場所)	内容	成果
7 月 10 日	The 11th International symposium on Water Supply Technology in Yokohama 2019 (PACIFICO YOKOHAMA)	Japan-YWP の活動について講演 (浅田・長尾)	活動の周知 会員の増員
7 月 13 日	Japan-YWP 第 8 回国際シンポジウム ～若手研究者の国際キャリア形成に向けて～(大阪大学 吹田キャンパス)	外国人若手研究者の日本でのキャリア形成に関する講演、Japan-YWP 活動内容の紹介(鈴木)	学生、外国人研究者の 会員増員
9 月 18 日	Austria-YWP event during 20th International Symposium on Health -related water microbiology (HRWM 2019) at Campus of the University of Vienna	HRWM2019 で開催された Austria-YWP のイベントに参加(浅田)	課題の共有 協力体制の構築 ネットワーク形成
10 月 8 日	IWA Specialist Conference on Natural Organic Matter in Water 2019 (NOM7) ～Science of Humic Substances: What is all about humic substances?～ (一橋大学一橋講堂)	水環境中のフミン物質に関する講演会の開催(特別ワーキンググループで対応、浅田・鈴木で座長)	NOM に関する最新の知識の共有、 外国人研究者への Japan-YWP のアピール
12 月 1 日- 4 日	IWA Water and Development Congress & Exhibition (IWDCE) (Colombo, Sri Lanka)	IWDCE に Rapporteur のリーダーとして参加(後藤)	ネットワーク形成

次期体制について

Japan-YWP 規則 7.5 に従い、運営委員会にて第 6 期代表候補者を選定

「次期代表候補者」

栗田宗大 (電力中央研究所)

総会の承認をもって、第 6 期代表として決定する。

参考資料：第5期運営委員（2018-2019年度）

代表	浅田安廣（国立保健医療科学院）
副代表	鈴木裕識（土木研究所） 籠田大介（埼玉県） 池田直生（JFE エンジニアリング株式会社）
総務委員	平野実晴（神戸大学） 岡崎篤（日本水道協会） 鈴木知美（国立保健医療科学院） 柳原未奈（東京大学） 雪岡聖（京都大学、学生委員）
企画委員	村田道拓（株式会社日水コン） 後藤正太郎（EY 新日本有限責任監査法人） 長尾麻未（株式会社NJS） 服部啓太（土木研究所） 藤木一到（メタウォーター株式会社） 横井貴大（京都市上下水道局） 渡利高大（長岡技術大学） 大石若菜（東北大学、学生委員） 平片悠河（長岡技術大学、学生委員） 山口里奈（東京大学、学生委員）
広報委員	栗田宗大（電力中央研究所） 片山佳奈子（八千代エンジニアリング株式会社） 加藤雄大（清水建設株式会社） 北尾亮太（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社） 鈴木真実（神奈川県内広域水道企業団） 濱田祐綺（JFE エンジニアリング株式会社） 山梨由布（群馬大学、学生委員）
戦略委員	北島正章（北海道大学） 橋口亜由未（島根大学）
アドバイザー	古米弘明（東京大学大学院工学系研究科附属水環境制御研究センター教授） 市村敬正（公益社団法人日本水道協会研修国際部長） 本田康秀（国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業調整官）

規約改定について

〈改定前〉	〈改定後(案)〉
<p>第1条 (名称) 本会は、ジャパン・ナショナル・ヤング・ウォーター・プロフェッショナルズ (英文名 Japan National Young Water Professionals 略称 Japan-YWP) と称する。</p>	<p>第1条 (名称) 本会は、ジャパン・ナショナル・ヤング・ウォーター・プロフェッショナルズ (英文名 Japan National Young Water Professionals 略称 Japan-YWP) と称する。</p>
<p>第2条 (設置) 本会は、International Water Association (IWA) 国内委員会の下部組織であり、その設置は IWA 国内委員会規約第9条の2に基づく。</p>	<p>第2条 (設置) 本会は、International Water Association (IWA) 国内委員会の下部組織であり、その設置は IWA 国内委員会規約第9条の2に基づく。</p>
<p>第3条 (目的) 本会は、上下水道・水環境等の水関連分野の若手の横断的な連携を促進し、国内・国外の多様な水の問題に対して積極的な貢献を果たすことを目的とする。</p>	<p>第3条 (目的) 本会は、上下水道・水環境等の水関連分野の若手の横断的な連携を促進し、国内・国外の多様な水の問題に対して積極的な貢献を果たすことを目的とする。</p>
<p>第4条 (活動内容) 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。</p>	<p>第4条 (活動内容) 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。</p>
<p>(1) 研究機関、自治体、民間企業等に所属する水関連分野の若手のネットワークキング (2) 国内・国際ワークショップ、セミナーの開催と情報発信 (3) 国内・国際学会や各種イベントの情報の集約と参加促進・支援 (4) IWA イベントへの参画、他国の YWP との交流親善 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動</p>	<p>(1) 研究機関、自治体、民間企業等に所属する水関連分野の若手のネットワークキング (2) 国内・国際ワークショップ、セミナーの開催と情報発信 (3) 国内・国際学会や各種イベントの情報の集約と参加促進・支援 (4) IWA イベントへの参画、他国の YWP との交流親善 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動</p>
<p>第5条 (会員の構成) 会員は、本会の目的に賛同する教育・研究機関 (学生を含む)、中央官庁・地方自治体、民間企業等などの水関連分野の若手とする。</p>	<p>第5条 (会員の構成) 会員は、本会の目的に賛同する教育・研究機関 (学生を含む)、中央官庁・地方自治体、民間企業等などの水関連分野の若手とする。</p>

第6条 (入会・退会・除名)

入会希望者は、運営委員会の定める入会規程に従うものとする。

2 退会希望者は、運営役員会の定める退会規程に従うものとする。

3 本会の目的に重大に違反する行為のあった会員は、運営委員会の協議を経て、代表がこれを除名することができる。

第7条 (運営委員)

本会には以下の運営委員を置き、本会の運営を担当する。

(1) 代表 原則1名(ただし、状況に応じて「共同代表」を置くことができる)

(2) 副代表 若干名

(3) 総務委員 複数名

(4) 企画委員 複数名

(5) 広報委員 複数名

(6) 戦略委員 複数名

(7) その他代表が必要と認める委員

2 運営委員は会員の中から互選するものとする。なお、副代表以下の委員は、代表が指名できるものとする。

3 運営委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

4 代表は、本会の運営に関して運営委員会を招集して諮り、決定事項を会員に報告するものとする。

5 第1項第7号に定めるその他代表が認める委員については、運営委員会の合意又は書面若しくは電磁的記録による同意に基づき設置するものとする。

第8条 (運営委員の役割)

第6条 (入会・退会・除名)

入会希望者は、運営委員会の定める入会規程に従うものとする。

2 退会希望者は、運営委員会の定める退会規程に従うものとする。

3 本会の目的に重大に違反する行為のあった会員は、運営委員会の協議を経て、代表がこれを除名することができる。

第7条 (運営委員会)

本会には運営委員会を置く。

2 運営委員会は、以下の運営委員によって組織し、本会の運営を担当する。

(1) 代表 原則1名(ただし、状況に応じて「共同代表」を置くことができる)

(2) 副代表 若干名

(3) 総務委員 複数名

(4) 企画委員 複数名

(5) 広報委員 複数名

(6) 戦略委員 複数名

(7) その他代表が必要と認める委員

3 運営委員は会員の中から選任する。

4 運営委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

5 代表は運営委員の中から互選し、総会にて承認するものとする。なお、副代表以下の委員は、代表が指名できるものとする。

6 第1項第7号に定めるその他代表が認める委員については、運営委員会の合意又は書面若しくは電磁的記録による同意に基づき設置するものとする。

7 代表は、本会の運営に関して運営委員会を開催し、以下の項目について審議する。事項によってはメール審議も可能とする。

(1)本会の活動方針

(2)本会の財務

(3)本会の運営

(4)その他必要な内容

8 運営委員会の決定事項は会員に報告するものとする。

第8条 (運営委員の役割)

代表は、本会を代表して会務を総括する。
2 副代表は代表を補佐し、代表に不都合のあるときは、代表役務を代行する。
3 総務委員は、会員管理、各種企画の運営、予算管理などを担当する。
4 企画委員は、本会の活動内容の企画・立案・調整などを担当する。
5 広報委員は、本会の広報活動を担当する。
6 戦略委員は、本会の地方における活動を支援・促進するための活動内容の企画・立案・調整などを担当する。

第9条（会計）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 収入が発生した場合、年度終了時に代表が会員に会計報告を行うものとする。

第10条（IWA国内委員会への報告等）

代表は、本会の活動状況をIWA国内委員会において毎年度報告するものとする。

2 代表は、IWA国内委員会委員長の求めがある場合は、国内委員会に出席するものとする。

代表は、本会を代表して会務を総括する。
2 副代表は代表を補佐し、代表に不都合のあるときは、代表役務を代行する。
3 総務委員は、会員管理、各種企画の運営、予算管理などを担当する。
4 企画委員は、本会の活動内容の企画・立案・調整などを担当する。
5 広報委員は、本会の広報活動を担当する。
6 戦略委員は、本会の地方における活動を支援・促進するための活動内容の企画・立案・調整などを担当する。

第9条（支部の設置）

本会は、第3条に定める目的に従い、運営委員会の議決により、必要の地に支部を置くことができる。

2 支部は、本会運営委員会と協力し、第4条に定める活動を行うものとする。

3 支部には以下の運営委員を置き、主に支部の運営を担当する。

(1) 支部代表 原則1名（ただし、状況に応じて「共同代表」を置くことができる）

(2) 支部副代表 若干名

(3) 事務局員 複数名

4 支部代表は会員の中から選定し、運営委員会にて承認するものとする。なお、支部副代表以下の委員は、支部代表が指名できるものとする。

5 支部は、本会運営委員会に参加し、活動状況を報告するものとする。

第10条（会計）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 総会にて、会員に会計報告を行うものとする。

第11条（IWA国内委員会への報告等）

代表は、本会の活動状況をIWA国内委員会において毎年度報告するものとする。

2 代表は、IWA国内委員会委員長の求めがある場合は、国内委員会に出席するものとする。

3 第 1 項の報告は、代表に代わって国内委員会において本会を担当する委員が行うことができるものとする。

第 11 条 (改廃)

この会則の改正・廃止・確認は、運営委員会にて審議・決定するものとする。

3 第 1 項の報告は、代表に代わって国内委員会において本会を担当する委員が行うことができるものとする。

第 12 条 (改廃)

この会則の改正・廃止・確認は、運営委員会にて審議・決定するものとする。